

## 韓国知的財産ニュース 2013 年 10 月前期

(No. 256)

発行年月日：2013 年 11 月 25 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★目次★★★

このニュースは、10 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

- 1-1 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正案立法予告 (10.15)

#### 関係機関の動き

- 2-1 知財ハブ委員会、「特許侵害の証拠資料提出強制」立法予告を推進 (10.1)
- 2-2 全国の大学サークルを創業と革新の拠点として育成 (10.8)
- 2-3 韓国特許ネット、アフリカ大陸に進出 (10.10)
- 2-4 中国の公務員、韓国で知財権保護に共感 (10.10)
- 2-5 公取委、サムスンや LG 攻撃する「パテントとロール」規制を検討 (10.10)
- 2-6 韓国特許庁、標準特許の保護活用に向けフォーラムを開催 (10.11)
- 2-7 知識財産戦略院と韓国環境産業技術院が了解覚書 (10.13)
- 2-8 創造経済タウンのアイデアインキュベーションが始まる (10.14)
- 2-9 中韓の知財権協力、中国の地方政府に拡大！ (10.15)
- 2-10 標準協会、18 日に「標準政策マイルストーン発表会」を開催 (10.15)
- 2-11 増え続ける非正規審査官、「特許品質が落ちる」 (10.15)

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 米オバマ大統領拒否権行使せず、保護貿易批判も (10.9)
- 3-2 韓国政府、USTR 決定に 2 回目の遺憾の意を示し (10.9)
- 3-3 外国企業に特許侵害で提訴されるケース急増 (10.10)

#### デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 コーヒー関連の商標出願が急増 (10.3)

#### その他一般

- 5-1 廣開土研究所、特許価値情報の総合ソリューション発売(10.1)
- 5-2 ID、1000億ウォン投資に収益は10億ウォンにとどまり(10.13)
- 5-3 IDの競争力のため「政府持分を除くべき」(10.13)
- 5-4 知財価値評価・金融制度の改善スピードが最も速い(10.15)

## 法律、制度関連

### 1-1 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正案立法予告

韓国特許庁(2013.10.15)

\*ジェトロ注：原文では「法律」となっていますが、「施行令」が改正されました。

#### 1. 改正理由

産業財産権の一つとして営業秘密の重要性が日々高まっているにつれ、営業秘密に関する各種の紛争における営業秘密保持者の営業秘密保持事実立証の負担を緩和する目的で、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律において営業秘密原本証明機関の指定及び運営などに関する法的根拠が新設されたため、その施行のバックアップとしての具体的な基準を設け、法第3条第1号カ目に基づく不正競争行為を申告した者に対し、模倣品申告褒章償金を支払うよう、申告褒章支払いに関する根拠が新設されたため、その具体的な基準を定めるためである。

#### 2. 主な内容

イ. 営業秘密の原本証明業務を遂行するための原本証明機関の指定基準及び指定手続き・遵守事項・指定取消し及び原本証明機関に対する課徴金の賦課など、具体的な基準を設ける(案第4条~第4条の7)。

1)原本証明機関として指定を受けるために準備すべき専門人材の要件、設備などの基準を提示する。

2)原本証明機関の指定に向け、原本証明機関として指定を受けたい者が提出すべき書類、指定のために必要な場合、申請人及び関係専門家の意見を聴取できるようとし、原本証明機関として指定したときには、これを特許庁長に告示させる。

3)電子指紋の抽出・登録保管、営業秘密の原本証明書の発給、原本証明業務に必要な専門人材の管理及び設備の保護など、原本証明機関に指定された原本証明機関が守るべき遵守事項を具体的に提示する。

4)原本証明機関が違反した行為のタイプに応じて、指定取消し、または業務停止が可能になるよう、具体的な基準を提示し、行政処分の予見可能性を高め、業務停止処分に変わる課徴金賦課の算定基準及び納付手続きなどについても具体的な基準を設ける。

5) 原本証明機関に対して指定取消し・業務停止処分を下すときには、必須的な聴聞手続きを行うこととする。

6) 行政庁の処分行為について具体的かつ詳細な基準を設けることで、国民の信頼を高め、行政の透明性を向上させることと期待されている。

ロ. 模倣品の申告に対する褒賞金の支払い範囲及び支払い基準などを設ける(案第5条)。

1) 模倣品の申告に対する褒賞金は、法第2条第1号カ目に基づく不正競争行為をした者を主務官庁や捜査機関に申告した者に対し、200万ウォン以内で褒賞金を支払いする。

2) 申告の褒賞金の支払い基準及び支払いの手続きなど、具体的な事項については、特許庁長が定めて告知する。

### 3. 意見提出

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の施行令改正案について意見のある機関、団体、または個人は、2013年11月26日まで次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照：産業財産保護政策課長)宛てに提出ください。

イ. 立法予告事項について項目別の意見(賛成と反対、その事由)

ロ. 名前(法人、団体の場合、その名称と代表者の生命)、住所及び電話番号

## 関係機関の動き

### 2-1 知財ハブ委員会、「特許侵害の証拠資料提出強制」立法予告を推進

電子新聞(2013.10.1)

損害賠償額を実体的に算定するため、特許の侵害者に証拠資料を提出させる強制条項が設けられる見通しだ。特許訴訟で勝訴しても適切に賠償されない特許権者を救済して特許の価値を高めるのが目的だ。

国会の「大韓民国の特許ハブ国家推進委員会(推進委)」は、裁判所において、特許侵害訴訟の損害賠償額を正確に算出するため、特許侵害者への証拠資料提出命令を強化する立法改正活動を推進している。セヌリ党のチョン・カブユン議員は、「与野党ともに、韓国の知的財産システムの先進化に向け、特許侵害の証拠資料の提出など、法律の見直しに着手すべきだ」と述べた。推進委は、セヌリ党のチョン・カブユン議員、民主党のウォン・ヘヨン議員、KAISTの未来戦略大学院のイ・クァンヒョン院長が共同代表を務めている。

現行の特許法によると、「裁判所は、侵害行為による損害の計算を行うために必要な書類の提出を命じることができる(132条)」と明示されている。ところが、書類の所持者は、提出を拒絶する正当な理由がある場合には、命令を拒否することができるため強制性がない。

特許侵害訴訟で、原告である特許権者が特許侵害を受け、損害賠償額を算定するためには、被告である侵害者の販売品目・数量・利益などの情報が必要だ。建産産業のパク・ジンハ代表は、「有形資産とは違って、特許侵害は、侵害者の証拠資料がなければ損害賠償額の算定が難しい。裁判所が証拠資料の提出を命じるが、それに応じる侵害者はいない」と語った。侵害者は、損害賠償額を最小限にするため、営業秘密等を理由に特許侵害から得た利益を明確に公開しないという説明だ。

米国では、特許侵害訴訟と関連した全ての情報を裁判所に提出する「ディスカバリー」制度があり、それ以外にも、特許権者の権利を保護するため証拠提出を強制している。裁判所では、特許権者が特定の金額を損害賠償額として主張するとき、侵害者が証拠資料を提出しなければ、特許権者の主張を事実として認めている。だが、韓国最高裁の判例によると、侵害者が証拠資料を提出しなくても、特許権者が主張する内容を事実として認めていない。

特許侵害者が証拠提出する義務がなく、実体的な損害賠償額の算定が難しいというのが業界の指摘だ。大館弁理士会のチョン・ジョンハク副会長は、「証拠資料が不十分なとき、裁判官の裁量によって損害賠償額が算定される余地が大きい」とし、「特許侵害の乱用を防ぐため、損害賠償額を低く策定する傾向がある」と説明した。業界からは、損害賠償額の水準が低すぎて、勝訴しても弁護士費用すら支払えないという不満の声も聞こえる。

推進委の立法活動は、書類全体に対する特許法 132 条の改正に重きが置かれると予想されている。民事訴訟法(349 条)にも、「文書を提出しなかったときの効果」などで証拠資料の提出に触れているが、その範囲が広く、全体適用は容易ではないというのが専門家の意見だ。チョン副会長は、「米国のように、特許権者が主張する事実について侵害者が証拠資料の提出に応じない場合、特許権者の主張を認めるという趣旨の特別条項が設けられる」と予想した。

<クォン・ドンジュン記者>

## 2-2 全国の大学サークルを創業と革新の拠点として育成

韓国特許庁(2013. 10. 8)

韓国特許庁は、最近、第 3 の産業革命といわれている「3D プリンター」を全国 25 の大学の発明サークルに支援すると発表した。そのほかの様々な教育プログラムを通じて創造経済をリードできるよう、全国大学の発明サークルを創業と革新の拠点として育成すると発表した。

全国大学の発明サークルは、発明や、それを通じた創業に関心の高い学生が集まって新たなアイデアを共有発展させ、コンペに挑んだり、権利化して創業するなど、様々な取り組みを行ってきた。

しかし、アイデアを具体化し発展させるために必要な機材や関連の教育プログラムが

不十分で、良いアイデアが埋もれてしまうなど、活性策に難渋していた。そのため、韓国特許庁は、3Dプリンターを支援して発明活動を励まし、様々な教育プログラムとともに、企業との連携を通じて「ダイソン (James Dyson)」のような未来の発明家として育成する計画だ。

㈱LS産電は、7日、全国発明サークル会員50人を招いて生産施設と知的財産戦略を紹介し、知的財産チームの韓英社と懇談会を開いて産業界で求められる能力と知的財産における人材像を説明した。この場で知的財産チームのカン・ファンジン課長は、「工学的な能力に法律の知識を兼ね備えた融合人材が求められている。これからもLS産電は、発明人材の養成に向け、さまざまな支援を行っていく構えだ」と述べた。

一方、発明サークルの優秀な発明については、大学創意発明大会への参加を誘導し、知財権の出願・試作品の製作支援を通じて、創業につなげるほか、夏休みや冬休みを利用した特許教育、上半期・下半期に発明能力向上のためのワークショップを開催する。年末には、優秀な成果を上げたサークルを選定し、担当教授を含めて褒章し、全国の発明サークルを革新的な発明が行われるクリエイティブな空間として構築していく計画だ。

## 2-3 韓国特許ネット、アフリカ大陸に進出

韓国特許庁 (2013. 10. 10)

韓国型の特許情報システム「特許ネット」がアフリカに本格進出することになった。

韓国特許庁と韓国国際協力団 (KOICA) は、アフリカ地域の知的財産機関「アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO)」の特許情報システムの現代化を図るための着手報告会を10月7日、ジンバブウェ、ケニア、モザンビークなど18カ国が加盟している。

今回の着手報告会では、ARIPOのFemando dos SANTOS事務局長をはじめ、ジンバブウェ産業資源部長官、ジンバブウェ特許庁長が参加し、アフリカ英語圏の特許ネットに対する高い期待と関心が確認できた。韓国からは、韓国特許庁のイ・ジュンソン次長、ジンバブウェ大使館のリュ・クァン Chol 大使、世界知的所有権機関 (WIPO) のチーム長などが参加した。

韓国特許庁は、これまで KOICA の無償援助プログラムを活用し、途上国の特許行政の現代化に向け様々な取り組みを行ってきた。今回の ARIPO 特許ネット構築プロジェクトは、今後2年間、580万ドルが投じられる。

これに先立ち、2011年にはモンゴルに、今年にはアゼルバイジャンに特許ネット基盤の特許行政システムが構築され運営中にある。

### <特許ネットの主な海外進出事例>

- ◆2011年もモンゴル、2013年アゼルバイジャンに特許情報システム構築が完了
- ◆インドやフィリピンなど、約10カ国に特許ネットのノウハウを配信
- ◆2013年9月現在、ベトナムとアンゴラにおいて特許ネット構築に必要な事前妥当性

を調査中

ARIPO プロジェクトが完了すれば、アフリカにおける英語圏は、韓国型の特許情報システムを活用し、▲特許出願・受付の電子化、▲先行技術 DB 構築及び検索の自動化、▲オンライン手数料の納付などが可能となる。

今回の事業は、国際的に高く評価されている韓国オリジナルの特許ネット技術をアフリカでは初めて普及するというところに大きな意味がある。

また、中小のシステム開発メーカー(SI)が参加しているため、今後、中小企業の海外進出にも役立つと考えられる。

韓国特許庁のイ・ジュンソク次長は、「これからも韓国特許庁は、KOICA との連携を通じて途上国の支援事業を拡大している考えであり、知的財産分野の国の格上げに貢献したい。また、中小企業の海外進出を積極的に支援している計画だ」と今後の計画を説明した。

一方、この日の報告会で ARIPO の事務局長は、「今回の事業は、アフリカ特許行政の水準の向上に貢献するだろう。韓国の持続的な無償援助を感謝している」と述べた。

ジンバブウェのリュ・クァン Chol 大使は、「アフリカとの特許情報化分野の協力を皮切りに、さまざまな分野で協力し合って、これがビジネス韓流につながることを期待している」と述べた。

KOICA モザンビーク事務局長のチョ・ビョンソン局長は、「ARIPO システムの現代化が持続的に行われるためには、韓国特許庁及び知的財産関連機関との協力ネットワーク構築が何より大事だと思う。積極的に相互協力策を模索していく計画だ」と述べた。

## 2-4 中国の公務員、韓国で知財権保護に共感

韓国特許庁(2013. 10. 10)

韓国特許庁は、KOTRA と韓国知識財産保護協会と共同で、10月7日から11日までの5日間、中国において知的財産権保護の業務を担当する中央及び地方の公務員28人を韓国に招待し知的財産の現場研修を実施した。

今回の研修には、中国政府の知財権主務部署である知識産権局、工商行政管理局、裁判所、税関及び大学など、各分野で知財権関連の業務を担当している公務員と法官、教授が参加した。

今回、韓国特許庁は、KOTRA を通じて中国公務員と、中国に進出している企業が共にする知財権保護懇談会を開催した。懇談会には、サムスン電子、韓国高麗ニンジン社を始め、アモーレファシフィック、デサン、スリーセブンなど、中国に進出している代表的な韓国企業が参加し、中国の知財権専門家とともに、今年の商標法の改正などで急変している中国における知財権の実態と、中国が国レベルで推進している特許関連の税金減免策について議論した。

また、懇談会に参加した企業の産業現場を見学し、該当企業の中国における知財権保

護の現状と要請事項を聴取し、相互の友好的な協力チャンネルが構築される見込みだ。

実際に研修後の昨年、韓国高麗エンジン公社は、広東省の工商行政管理局と協力して現地の模倣品向上を発覚し、製造価格 66 億ウォン(販売価格約 200 億ウォンに相当)の模倣品を取り締まる成果をあげた。

一方、8 日には、行事の一環として韓国特許庁、特許審判員、特許法院を訪問し説明会を開き、韓国の知財保護制度についての理解を深めた。

キム・ヨンミン庁長は、8 日の歓迎のあいさつにおいて、「今回をきっかけに、中国での韓国企業の知財権保護について、中国の知財権担当公務員の関心と協力が一層深まることと期待している」と述べた。

## 2-5 公取委、サムスンや LG 攻撃する「パテントとロール」規制を検討

デジタルタイムズ(2013. 10. 10)

公正取引委員会は、特許を利用して無差別な訴訟を提起し産業発展を脅かすいわゆる「パテントトロール」を規制する案を検討している。

10 日、国会政務委員会所属のイ・ハクヨン議員が公取委から入手した資料によると、最近、公取委は、パテントトロールの行為規制内容を「知的財産権の不当な行使に対する審査指針」に適用する案を検討しているという。この審査指針は、明白な根拠もなく特許訴訟を乱発する場合、公取委が関連法に基づいて課徴金を科するなど制裁できるという内容を盛り込んでいる。

イ・ハクヨン議員によると、最近の 5 年間、パテントトロールが韓国企業を提訴したのは 556 件と、そのうち大手企業が 464 件に達している。主な提訴対象となった企業は、サムスン電子(223 件)、LG 電子(141 件)、ペンテック (59 件)、現代自動車(46 件)、起亜自動車(24 件)の準と集計された。

イ議員は、「特許扮装と関連してパテントトロールから自国企業を保護する政策が必要だ。また、これとは別途に公取委は、大手企業との取引関係を意識して特許権の主張ができない中小企業の権利保護案も設けるべきだ」と主張した。

<カン・ウンソン記者>

## 2-6 韓国特許庁、標準特許の保護活用に向けフォーラムを開催

韓国特許庁(2013. 10. 11)

ICT 産業においてグローバル競争が激しさを増すにつれ、標準特許を巡る競争も火花の散る激戦に展開している。サムスンとアップル、サムスンとエリクソンなど、標準特許合戦が相次いで起きており、ヨーロッパやアメリカなどの先進国と、サムスン、アップル、クアルカムなどの世界的な企業は、標準特許の確保を狙ってさまざまな取組を実施している。

これは、ICT 産業の覇権を握るため、標準特許がどれほど重要なコア要素であるかを

裏付ける証拠でもある。

しかし、サムスンとアップルの特許係争において米政府 (USTR) が今年 8 月、国際貿易委員会 (ITC) のアップル製品輸入差止めの勧告について拒否権を行使し、標準特許の影響力に対する見解は交錯している。

そのため、こうした標準特許を巡る紛争に関する米国、欧州などの主要国の特許政策変化に対応し、標準特許の確保だけでなく、韓国企業がその標準特許をどのように保護策・対応策が必要な時期だといえる。

韓国特許庁は、こうしたトレンドに応じ、10 月 16 日、標準特許の専門家を招いて創造経済の実現に向けた標準特許戦略フォーラムを開催すると発表した。

同庁は、「政府 3.0」の実現に向け、未来創造科学部、産業通商部などの関連部署と連携し、「標準特許の戦略的な確保策」を推進しており、これを通じて 2017 年をめどに、交際標準特許 10% を確保して世界 4 代の標準特許大国入りを目指している。

この目標の達成には、政府の政策的な取組とともに、産学研も標準特許の創出・保護・活用に積極的な努力が必要だろう。

今回のフォーラムは、「政府 3.0」という新たなパラダイムの登場と、米国の標準特許政策の変化による標準特許を見直し、創造経済を支援するための標準特許の保護と活用に向けた戦略を議論するために設けられた。

第 1 部では、標準特許の創出・保護・活用策と、米国の標準特許政策基調及び標準特許の活用事例についてテーマ発表が予定され、第 2 部では、標準特許の保護・活用策を中心に産・学・研・官の専門家が討論を行う予定だ。

韓国特許庁の関係者は、今回のフォーラムが米国の標準特許政策にともなう韓国の対処案が提示でき、「政府 3.0」で追及している創造経済の実現に向けた標準特許の創出・保護・活用戦略の礎になるとコメントした。

## 2-7 知識財産戦略院と韓国環境産業技術院が了解覚書

電子新聞 (2013. 10. 13)

韓国知識財産戦略院は、知的財産中心の環境産業分野の研究開発の高度化に向け、戦略的な連携体制構築を主な内容とする了解覚書 (MOU) を韓国環境産業技術院と締結したと 13 日に発表した。

両機関は、環境産業分野の研究開発における全周期において、特許動向調査、特許戦略の確立及び事業化の支援など、知的財産中心の研究開発の高度化を図ることに協力する。

具体的には、知的財産中心の技術獲得戦略方法論を適用して研究開発戦略及び方向などを提示し、研究企画及び課題の選定過程で特許情報の活用と技術移転の事業化を通じて知的財産中心の研究開発生産性を高めるなどの内容だ。

今回の締結により、両機関は、環境産業分野の知的財産競争力の向上を通じた研究開

発の生産性向上に貢献できると期待している。

知識財産戦略院のキム・ジェホン院長は、「環境産業分野がグローバル市場で競争力を備えるためには、知的財産権の戦略的な活用が何よりも重要だ。環境産業分野が未来の輸出戦略産業として飛躍できるよう、環境産業技術院と緊密に協力していく考えだ」と述べた。

<シン・ソンミ記者>

## 2-8 創造経済タウンのアイデアインキュベーションが始まる

韓国特許庁(2013.10.14)

韓国特許庁は、9月30日に開始された「創造経済タウン」と連携し、国民のアイデアが創業と事業化につながるよう具体化する「知識基盤の国民幸せ技術具現事業」をスタートすると発表した。

創造経済タウンは、開始して2週間ぶりに約1200件を超えるアイデアの提案が殺到するなど、国民からいい反応を得ているという。

韓国特許庁は、創造経済タウンに集まる生活密着型のアイデアを対象に第1次の書類審査と技術の革新性、技術競争力、市場トレンドの適合性などを評価する第2次専門家評価を経て支援対象者を選定する。

選定されたアイデアについては、アイデア別に特許分析専門家、TRIZ(発明問題解決の理論)専門家、技術事業化の専門家などで構成された専門コンサルタントチームを組み、約1ヵ月間、事業化及び知的財産化が可能な水準まで具体化することになる。

また、技術拡張性に優れている中・大型アイデアについては、委託製造企業と連携差汗、さまざまな形で事業化できるよう支援する別途のプロセスを設けた。韓国特許庁は、製品化を担当する委託製造企業に約3ヵ月間、▲事業環境及び知識財産権同行の診断分析、▲該当分野の知的財産権ポートフォリオ設計、▲オリジナル特許獲得に向けたR&D方向の設定など、オーダーメイド型特許戦略を提示することで、安定的な事業化を支援するという計画だ。

アイデアのインキュベーション過程を通じて生まれ変わった充実型アイデアは、未来創造科学部が推進する「アイデア事業化のメンタリングサービス」と連携し、創業まで支援する。優秀なアイデアとして選定されれば、試作品の製作をはじめ、専門のキュレーターが指定され、事業者登録、マーケティング支援などの総合的なサービスが受けられる。

この事業の最も大きな特徴は、具体化されていない未成熟なアイデアも支援対象に含まれるということだ。これは、世の中の変革をリードした創造的な製品の大半が、最初には具体的でないアイデアからスタートしたことに着目した。

スマートフォン時代を切り開いた 아이폰の革新的なユーザーインターフェース、マルチタッチも、「キーボードなしで指だけで簡単に入力する方法はないか」というス

ティーブジョブズの観念的な創造から始まったことは考えさせられるところが多い逸話だ。

事業に参加を希望する国民は、未来創造科学部の「創造経済タウン (www.creativekorea.or.kr) の「創造アイデアの提案」で受け付けが可能で、韓国特許庁 (042-481-5931) か、韓国知識財産戦略院 (02-3287-4221) に問い合わせできる。

韓国特許庁の産業財産政策課キム・ヨンソン課長は、「創造経済タウンは、国民の創意的な想像力を資源として市場と雇用を創出する具体的なプラットフォームだ。国民幸せ技術具現事業と連携させ、創意的な想像力をもっている誰でも創造経済時代の主役になれる基盤を設けたい。今年下半期に 25 件の試行事業を皮切りに、支援対象を徐々に拡大していく計画だ」と述べた。

## 2-9 中韓の知財権協力、中国の地方政府に拡大！

韓国特許庁 (2013. 10. 15)

これから広東省に進出した韓国企業の特許、デザイン、商標などの知財権が侵害された場合、権利の保護がより容易になる見通しだ。韓国特許庁が広東省政府と、韓国企業の知財権保護に向けたパイプと協力枠組みを構築したためだ。

韓国特許庁は、2013 年 10 月 15 日、ソウルで開かれた「韓—広東省発展フォーラム」において、産業通商資源部の長官と広東省の主席が臨席した中、韓—広東省間の知的財産の交流・協力及び保護に向けた了解覚書 (MOU) を締結した。

今回の了解覚書は、企業の知財権保護だけでなく、知財権の取引及び事業化促進、学術交流、人材交流など、さまざまな分野における協力内容が盛り込まれている。

広東省は、韓国にとっては初の貿易先であり、POSCO、LG ディ스플레이など、約 1,900 社が進出している地域だが、中国内では、知財権の保護及び執行が最も難しい地域であるため、今回の MOU の対決はさらに大きな意味があるといえる。

2012 年の江蘇省に続き、中国で経済規模が最も大きい広東省と知財権協力に関する MOU を締結することで、中国に進出する韓国企業の知財権保護に大きく貢献すると期待されている。

キム・ヨンミン特許庁長は、「知財権保護に関連し、実質的な執行業務を担当する中国の地方政府と了解覚書を締結することで、中国地方政府の知財権に対する認識を向上させるきっかけとなり、中国で韓国企業がより良好な知財権保護環境で活動できる基盤になるだろう。韓国特許庁は、江蘇省、広東省政府との協力モデルに基づき、中国での韓国企業の知財権保護に向け、山東省、東北三省など、韓国企業の進出が集中している他の地方政府とも知財権の交流・協力を積極的に推進していく計画だ」と説明した。

## 2-10 標準協会、18 日に「標準政策マイルストーン発表会」を開催

電子新聞 (2013. 10. 15)

韓国標準協会は、18日、国内外産業の標準特許戦略と創造経済時代における標準化政策のあり方を模索する「標準政策マイルストーン発表会」を開催する。

ソウル貿易展示コンベンションセンター(SETEC)にて開かれる発表会では、△標準の確立と関連特許への対応、△産業標準化活動の決定要因、△国際開発援助と標準協力、△韓国の中小企業の標準化活動の分析などで構成されている。

事前調査の結果、韓国企業は、少数の標準規格に集中し、短期間で多くの標準特許をつくる戦略を取っていた。発表会では、これに基づき、サムスン電子やクアルカムなど、主なグローバル企業の標準確立及び特許出願戦略を分析する。

中韓 FTA 交渉の具体化にあわせ、両国政府の調達市場で標準が与える役割についても議論が行われる。

<イ・ホジュン記者>

## 2-1-1 増え続ける非正規審査官、「特許品質が落ちる」

電子新聞(2013.10.15)

知的財産創出において初の関門となる特許審査官が不足している。海外の先進特許庁は、特許審査人員を大幅拡充しているが、韓国は非正規職を量産するばかりだ。特許審査機関の短縮と競争力を備えた特許を創出するため、審査官雇用の政策を見直すべきだという指摘が出ている。

最近、一般職の公務員審査官の人員は、足踏み状態だが、契約職の審査官は、増加していることが14日に確認された。一般職審査官は、2010年693人から昨年、711人に小幅増加した。しかし、契約職の審査官は、2010年32人から、昨年102人と3倍以上増えた。これを国政監査で公開質疑するウ・ユングン議員は、「審査期間の短縮などを建前に組織を改変してはいるが、いざ必要な一般職審査官はあまり増えていない。窮余の策として非正規職雇用を増やし、審査の量を消化しているのが実状だ」と語った。

審査官は、特許・実用新案・商標・デザインなど、出願された産業財産権を審査し、登録の可否を決定する。海外では、良質の特許を確保するため、審査官を大幅増やしている。米国は、2010年6128人だった審査官を昨年には7831人に増やした。アル米国の特許弁護士は、「米国の改正発明法(AIA)の施行以来、特許庁の権限を強化している。特許審査関数も焼く3000人増やす見通しだ」と説明した。日本は、昨年まで特許審査官の数に大きな変動はない。韓国より非正規の審査関数が多くなっている。

しかし、知識財産研究院によれば、今年8月日本特許庁(JPO)は、「能力のある審査官を多数採用し、効果的な知財政策を推進する方針」を発表し、「来年から、正規審査官を採用するなど、着実に増員していく考え」を明らかにした。

韓国が審査官を増やそうとする理由は、審査官の数が特許品質と直結しているためだ。審査官が少ないと、一人当たりの処理件数が増え、選考技術調査や特許の新規・進歩性判断が損なわれかねない。業界の専門家は、「特許審査の質が劣れば、特許紛争のとき

に無効化につながる恐れが高くなる。韓国の特許無効化率は 60%を超える高い水準だ」と説明した。

問題は、公務員の定員だ。特許庁の審査官は、特許法に基づき、5 級以上の一般職公務員や、高級公務員に属する一般職の公務員のみが可能だ。特許庁には、機関で運用できる公務員の数に限られているため、自由に増やせないとの立場だ。特許庁の関係者は、「審査官の拡充に向けて産業通商資源部と安全行政部などと議論を続けているが、難しい問題だ。今年も 20 人の拡充にとどまった」と話した。また、「審査期間の短縮と特許品質の向上だけでなく、良質な雇用の創出のためにも喫緊の課題だ」と付け加えた。

<クオン・ドンジュン記者>

## 模倣品関連及び知的財産権紛争

### 3-1 米オバマ大統領拒否権行使せず、保護貿易批判も

デジタルタイムズ(2013. 10. 9)

サムスン電子のスマートフォン一部モデルが米国内で販売差止めになりそうだ。

米国のオバマ大統領は、8 日、「ギャラクシーS2」などのサムスン電子の旧型携帯電話に対し米国内における輸入差止め措置について拒否権を行使しないことを決めた。

米通商代表部(USTR)のフロマン代表は、同日、オバマ大統領を代理して声明を出し、こうした決定内容を発表した。

輸入差止め対象は、「ギャラクシーS」と「ギャラクシーS2」、「ギャラクシー・ネクサス」、「ギャラクシーTab」などだ。

今年 8 月 9 日、米国国際貿易委員会(ITC)は、サムスン電子の旧型スマートフォンがアップルの商用特許 2 件を侵害したとして米国内における輸入差止め判定を下した。

オバマ大統領は、規定に基づいて 60 日間の検討を終えた最後の日の 8 日午前、この措置をそのまま受け入れることを決めた。

8 月、アップルの旧型製品に対しサムスンの「標準特許」を侵害したとして ITC の輸入差止め措置を求めたことについて、オバマ大統領が米国大統領としては 25 年ぶりに拒否権を行使したが、今回は、サムスン電子がアップルの「商用特許」を侵害しただけに、拒否権を行使しないと IT 専門家の間では見込まれていた。

フロマン代表は、オバマ大統領を代理して出した声明で、「消費者と公正競争に与える影響と、各機関からの助言、理解当事者の主張などを総合検討した結果、輸入差止め措置の維持を許容することを決めた」と述べた。

サムスン電子としては、今回の措置について控訴裁判所に提訴することによって輸入差止めの時期を遅らせることはできるが、すべて旧型モデルなのでサムスン電子の売上げや株価に大きな影響は与えないとみられている。

ワシントン DC の消息筋は、「当該製品は、すでに市場から姿を消したモデルなので、サムスン電子に大きな影響は与えないだろう」と説明した。

ところが、米行政部が自国企業のアップルに一方的に有利な貿易政策を取っているという批判は回避しがたいと考えられる。

韓国政府は、先日、オバマ政権が ITC の決定を覆し、アップルの米国内における輸入差止め決定に拒否権を行使したことについて、「アップルのサムスン電子に対する特許紛争関連の ITC の判定及び、今後の動きを注視する必要がある」と懸念を表明した。

<キム・ユジョン記者>

### 3-2 韓国政府、USTR 決定に 2 回目の遺憾の意を示し

電子新聞(2013. 10. 9)

韓国政府がサムスンとアップルの特許係争をめぐる米国米通商代表部(USTR)の決定について再度遺憾の意を示した。これは、8月に続き 2 回目だが、実質的な効果があるかどうかは不透明だ。

産業通商資源部は、「サムスン電子とアップル相互間の特許侵害に対し、米国国際貿易委員会(ITC)の輸入差止め命令について USTR がそれぞれ異なる決定を下したことに遺憾を表明する」と 9 日発表した。

これは、USTR が USTIC のアップル製品輸入差止め命令について 8 月には拒否権を行使したが、サムスン電子の輸入差止め命令は、8 日に承認判定を下したため、これに対し抗議の意を伝えるためだ。

産業部は、「サムスン電子とアップルが携帯用の通信機器(スマートフォン 177)分野でグローバルに競争を繰り広げている状況で、USTR が両社の輸入差止め命令それぞれについて異なる決定を下したことを指摘した。直接表現はしなかったが、事実上、同じ事案をめぐり、米国企業に有利な措置が下されたことを指摘したと分析されている。

産業部は 8 月、USTR の拒否権行使のときにも遺憾の意を示した。政府レベル出された最初の遺憾表明にも異例だという反応があったため、2 回目の遺憾表明は、それだけ韓国政府が事案を重く見ていることを裏付ける。産業部は、今後の流れを見守り、追加対応も検討する方針だ。

しかし、現在としては、韓国政府が直接取れる追加の措置はない。USTR の拒否権行使は、米政府が自国法と制度に基づいたもので、韓国との FTA など国際通商協定を違反したものとは見なせないためだ。

自然に韓国政府も頭を悩ます。産業部が 8 月に USTR に遺憾の意を示したが、今回を結果から大した効果はない格好となったからだ。

あいにくも、USTR の今回の措置は、産業部のユン・サンジク長官が 5 日インドネシアで開かれた「第 2 回米韓 FTA 共同委員会」でフロマン代表との会合 3 日後に出された。

これは、米韓 FTA の移行を見直す会議だったが、韓国政府が 2 回も遺憾の意を表明するほど USTR の決定を見守っていたのであれば、より積極的な先行的措置を取るべきだった。会合の時にユン長官とフロマン代表との間で、サムスンとアップルの特許係争に関するコメントがあったかどうかはまだ確認されていない。

<イ・ホジュン記者>

### 3-3 外国企業に特許侵害で提訴されるケース急増

電子新聞(2013. 10. 10)

外国企業による韓国企業を対象にした特許訴訟が毎年増加している。

民主統合党のチュ・ミエ議員(国会の産業通商資源委)が特許庁から提出された国家間の特許紛争の現状を分析した結果、外国企業が韓国企業に訴訟を提起した件数は、2008 年 125 件から、昨年 214 件と 2 倍近く増加した。2008 年から 2013 年までの 5 年間、国際特許訴訟件数は計 1015 件だ。

年度別の訴訟件数を分析すると 2008 年 125 件から 2009 年 112 件に小幅減少したが、その翌年から増加に転じ、2012 年 214 件、今年 6 月まで 202 件が提起された。国籍別では、米国が 762 件、日本 86 件、ドイツ 35 件、台湾 31 件の順だ。

技術分野別では、情報通信分野が 5 年間、計 453 件で最も多く、その後を電気電子 426 件、化学・バイオ 132 件の順となっている。

その反面、韓国企業が外国企業を提訴したのは、最近 5 年間において計 220 件だ。2011 年 83 件を機に、2012 年 10 件、今年 6 月ベースで 6 件など、毎年減少している。

一方、特許庁は、こうした訴訟を支援するため、KOTRA と知識財産保護協会の傘下に、米国、中国、ベトナム、タイなどに 9 所の IP-デスクを設置・運営している。

チュ・ミエ議員は、「国内企業の特許紛争の訴訟支援のため、特許庁は、紛争が多発している国を中心に IP-デスクを追加拡大し、国際紛争に積極的に対応する必要がある」と指摘した。

タイプ	2008	2009	2010	2011	2012	2013.6	合計
外国企業→韓国企業	125	112	165	197	241	202	1,015
韓国企業→外国企業	56	42	21	83	10	8	220
合計	181	154	186	280	224	210	1,235

<シン・ソンミ記者>

## デザイン (意匠)、商標動向

### 4-1 コーヒー関連の商標出願が急増

韓国特許庁(2013. 10. 3)

この数年間、韓国で巻き起こっているコーヒーブームを裏付けるかのように、様々なコーヒー用具やコーヒー専門店などの関連商標出願が爆発的に増加したことが分かった。

韓国特許庁は、コーヒー関連の商標出願は、2008年以前までは年に200~300件の水準だったが、2012年に1,100件、2013年6月末現在、約600件が出願され、最近の4~5年の間、大幅な増加基調を示していると発表した。

こうした動きは、同期間中、韓国で巻き起こっているコーヒーブームの影響が大きいとみられ、特に加工コーヒーを生産、供給する従来のメジャーメーカーだけでなく、個人の出願が大きく増加したことにその要因があると分析される。

具体的な出願現状をみると、全体出願件数6,444件のうち、国内の個人が4,096件(63.5%)、国内法人1,645件(25.6%)、外国法人630件(9.8%)、外国の個人73件(1.1%)と、国内の個人による出願割合が最も多い。

このように、個人による出願の割合が高い理由は、他業種に比べ、比較的個人が開業が容易である面もあげられるが、なにより、その過程でのブランド先取りと権利化、ブランドの認知度向上のため、開業と同時に商標出願を必須にしているためだ。

一方、メーカー別では、国内メーカーの「東西食品」が約120件、「南陽乳業」が約90件を出願しており、1991年に韓国に進出したアメリカの「スターバックス」がこれまで約140件を出願した。

韓国オリジナルのプレンチャイズコーヒー専門店としては、「TOM&TOMS」約60件、「(株)カファベネ」が約40件、その他「(株)HOLLYS F&B」、「(株)ロッテリア」、「(株)EDIYA」がそれぞれ約20件のコーヒー関連商標を出願したことが把握された。

こうしたコーヒー関連の商標出願が急増していることについて、韓国特許庁の関係者(国際商標審査チームのナ・チャンヒチーム長)は、「コーヒーはブランドと切り離して考えられないほど、コーヒーのブランド化、ブランド化されたコーヒーが主流であるだけに、ブランドの開発と権利化が大事であり、その出発点となる「商標出願」は、生活に着実に定着しつつあるコーヒー文化から考えて、今後数年間はこうした増加基調は続くだろう」と説明した。

### <コーヒー関連の商標出願の現状>

区分	出願				合計
	国内		外国		
	個人	法人	個人	法人	
1955				1	1
1961	1				1
1965				2	2
1974				1	1
1975				3	3
1976		1			1

1977					
1978					
1979		1			1
1980					
1982		1		1	2
1983	1			2	3
1984	2	1		3	6
1985	1	6		3	10
1986	1	6		2	9
1987		8		6	14
1988	3	9		6	18
1989	4	7		15	26
1990	7	10		9	26
1991	13	9		6	28
1992	21	5		7	33
1993	41	8		14	63
1994	18	3	1	20	42
1995	24	10	2	11	47
1996	42	24		13	79
1997	39	27		13	79
1998	27	14	2	14	57
1999	61	37		34	132
2000	50	29	2	22	103
2001	87	51	2	10	150
2002	112	48	7	37	204
2003	85	38		23	146
2004	75	43	5	38	161
2005	91	39	5	29	164
2006	126	82	2	42	252
2007	179	82	8	35	304
2008	215	118	2	43	378
2009	258	118	6	37	419
2010	456	177	13	36	682
2011	789	220	5	38	1,052
2012	793	265	7	44	1,109
2013	474	148	4	10	636

合計	4,096	1,645	73	630	6,444
----	-------	-------	----	-----	-------

## その他一般

### 5-1 廣開土研究所、特許価値情報の総合ソリューション発売

電子新聞(2013.10.1)

米国の特許価値評価の情報と、訴訟・取引の現状だけでなく、特許管理会社(NPE)の情報を全て把握できる統合特許データベース(DB)システムが発売される。廣開土研究所は、最近、米国の特許訴訟情報と取引の情報 DB の構築を完了し、特許価値評価・NPE・権利者・技術単になど、総合的な情報調査分析と管理が可能な特許 DB システム「KGT DB」を発売したと 1 日に発表した。

廣開土研究所は、先月、韓国データベース振興院から NPE 情報 DB の整合率 99.9% で「ゴールドクラス(Gold Class)」認証を受けた。同所が追跡した約 2000 件以上の NPE がらみの訴訟情報、保持している特許のポートフォリオ、特許買収に関するグローバル企業の情報を提供する。これまでは、米国の Patent Freedom が独占供給し、NPE 情報は高価だった。

廣開土研究所のカン・ミンス代表弁理士は、「廣開土 NPE DB は、中小企業庁が実施した中小企業のサービス研究開発(R&D)事業として開発費の支援を受けた。中小企業でも導入の敷居が低くして、価格競争力を備えていく構えだ」と説明した。

米国の特許訴訟 DB では、原告、被告、訴訟特許、担当裁判所、訴提起日などの特許訴訟に関する基本情報が載せられている。同所では、保有している訴訟・評価・引用・NPE の DB と融合し、NPE・権利者属性と履歴・技術分野などの高級な情報も提供する。米国特許取引 DB は、1970 年からこれまで記録された取引情報 560 万件が蓄積されている。「誰から、誰に、いつ、何を対象に、どのような行為が行われたか」などの情報と加工データが利用できる。企業は、競合会社や NPE の特許取引情報を利用し、取引の理由や影響などが分析できると評価されている。

KGT DB は、各種の DB を連動し合わせ、企業が求める総合的な情報を提供するという大きな特徴を持っている。カン弁理士は、「標準・ファミリー特許・技術郡の属性など、従来の DB と結合させ、特許が持っている価値を総合的に分析できるというのが大きなメリットだ。DB 間の相互連携性によって、デリケートな高級情報が導き出された」と述べた。

<クオン・ドンジュン記者>

### 5-2 ID、1000 億ウォン投資に収益は 10 億ウォンにとどまり

電子新聞(2013. 10. 13)

政府の公的予算が組み込まれた韓国の知的財産専門企業「インテレクチュアル・ディスプレイ(ID)」の収益モデルに対し見直しを求める声があがっている。韓国特許庁が手数料として受け取った数百億ウォンの超過収入まで投じる計画だが、「焼け石に水」という指摘もある。

産業通商資源委員会のウ・ユンゲン議員(民主党)が国政監査用に ID に要請した資料によると、先月まで特許ライセンス(技術料)として受け取った収益は 10 億ウォンに過ぎないことが確認された。2011 年の技術料収入は、ほぼゼロに近い。

ID は、国際特許紛争において韓国企業を保護し、新たな知財ビジネスモデルを提供するため 2010 年に設立された。2011 年から年間 315 億ウォン(平均額)の公的資金を注入してアイデア・発明事業化に投資する創意資本基盤構築の事業費として使用されている。

公的資金が毎年、数百億ウォン投じられているが、収益は創出できず、ID の事業モデルに疑問が適されている。ID は、2011・2012 年にそれぞれ 63 億ウォン、79 億ウォンの当期純損失となった。ウ議員は、「収益性のない特許管理会社に公的資金を投じ続けるのも問題だ。ID が NPE としての競争力を備えているかを見直す必要がある」と述べた。

先月、韓国特許庁が特許手数料として受け取った超過収益 230 億ウォンを ID に投じることにも問題とされた。産業通商資源部の予算を ID に投資することに負担を感じて責任運営機関の特許庁まで巻き込むのではないかという指摘だ。

ウ議員は、「企画財政部と産業部は、協力モデルだと主張しているが、特許庁としては運営予算を奪われることになる。創意資本構築のめどは 2015 年だが、現在では、公的予算が長期的に組み込まれることになる」と予測した。ID の創意資本は、計 5000 億ウォンを目標としているが、現在まで 3501 億ウォンがつくられた。

ID は、守り方 NPE モデルだ。特許プールを構築して加盟社に会費を受け取り、特許ライセンスと紛争をコンサルタントする。現在まで、特許約 3800 件を確保しており、加盟社は 27 社程度だ。NPE 事業は、特許の買収のため、初期の収益創出が難しい。

ところが、公的予算のため、特許の買収資金が十分なのに収益がないのは、韓国市場で NPE モデルが合っていないためだという指摘も出た。政府関係者は、「韓国では、特許ライセンスと紛争のコンサルタントで収益を上げられるほどの市場はまだ形成されていない。NPE は、結局、訴訟を通じた収益創出モデルを考えるべきだ」と指摘した。

ID は、「追加の収益モデルで、ID 特許プールを無断で使用している外国企業を対象に訴訟を提起し、ライセンスする攻撃モデルを考えている」と説明した。一角では、公的予算の投入による「国際貿易紛争」がネックになる可能性を指摘した。

<クォン・ドンジュン記者>

## 5-3 IDの競争力のため「政府持分を除くべき」

電子新聞(2013.10.13)

韓国の第1号特許管理会社(NPE)のインテレクトチュアル・ディスカバリーは、収益を創出できない「慢性的な赤字」から脱するため、海外企業と訴訟を繰り広げる「攻撃型モデル」へのシフトを準備している。しかし、特許買収に政府の公的予算が投じられているため、国際的な貿易紛争に巻き込まれる可能性が指摘されている。知的財産の専門家は、民間の積極的な参加を通じて競争力を備えるべきだとアドバイスした。

13日、業界と政府関係者によると、当期の純損失が続いているインテレクトチュアル・ディスカバリー(ID)は、新たな収益も出るとして、海外の特許侵害に対応する「攻撃型のモデル」へのシフトを図るといふ。IDの持分は、産業通商資源部参加の準政府機関である韓国産業技術振興院(KIAT)が保持している。政府主導のNPEであるだけに、国際的な紛争を回避するためには、KIAT持分18%を除いた残りの民間企業の持分を活用し、新会社の設立の方向で進められるというのが業界の見方だ。

◇国内企業を非差別するNPE=IDが海外での訴訟で収益を創出したとき、国際貿易紛争に拡大しかねないというのが専門家の意見だ。産業通商資源部は、すでに、電子新聞が「ID、海外特許紛争のとき、世界貿易機関(WTO)提訴対象になり得る」という趣旨の記事に対し、「IDは、すでに公的機関となっており、ETRIのような政府系研究機関も海外企業を対象に特許訴訟を進めている」と説明した。しかし、知財の専門家は口をそろえ、「IDは研究開発(R&D)を遂行しないNPEなので、海外訴訟で紛争になるリスクは変わらない」と懸念を示している。

国内企業の被差別問題も気がかりだ。IDが海外特許侵害を理由に訴訟を提起するためには、該当の特許権者が韓国企業であっても提訴できなければならない。しかし、公的機関であるIDとしては、自国企業を攻撃できないジレンマに陥ってしまう。IDが保持している特許プールは、LEDやモバイル・ハンド対・次世代電池など、韓国が主力産業としている分野だ。

◇海外訴訟モデル、競争力はあるのか=最大の特許紛争市場とされる米国から問題は始まる。米国では、現在、NPE規制案が発議されている。該当規制には、「大学、または大学と関連している技術移転組織でない者」をNPEとして定義し、特許侵害を立証できない場合、すべての訴訟費用を負担する。大学や政府系研究機関は、R&D機関なので、NPEの範囲から逃れるが、IDは違う。

IDが攻撃型訴訟モデルを遂行できる能力があるのかについても疑問が提起されている。ある政府関係者は、「海外特許訴訟のためには、特許弁護士など、法律専門家(Legal Staff)インフラが構築されていなければならない。特許侵害の可否から、企業調査などの情報獲得、データベースの確保なども必要だ」と説明した。現在、IDの職員は33人にすぎない。

◇「民間参加を拡大し市場競争力を備えるべきだ」=IDが公的機関であるだけに、攻

撃型 NPE モデルの収益性と規制に対する懸念の声も高まっている。専門家は、ID の持分に参加しているサムスン電子、ポスコ、SK ハイニックスなどの大手企業の役割を強調する。ある中小企業の代表は、「大学や政府系研究機関、中小企業から買収した特許を株主が利用しているばかりという批判も少なくない。ID の競争力を確保するためには、手をこまぬいている大手企業が動くべきだ」と語った。ある知財専門家は、「NPE モデルを政府が主導しては、グローバル活動にネックが多い。最終的には、ID 政府持分を除いて民営化した後、市場に任せるのが生き残りのための競争力を得る方法だろう」と説明した。

戦略分野	合計			戦略分野	合計		
	登録	出願	合計		登録	出願	合計
LED モジュール	63	42	105	セキュリティ	20	36	56
LED 照明	136	36	172	スマート機器部品	83	11	94
LTE	296	178	474	映像及び治療機器	9	19	28
Multimodal Interface	82	18	100	融合バイオ	29	50	79
UX 相互作用	50	98	148	知能型自動車	45	48	93
名の粉末高機能素材	69	29	98	次世代テレビ	61	130	191
動画コーデック	21	236	257	次世代近距離通信	76	150	226
ロボット機械駆動技術	104	41	145	次世代ディスプレイ	36	10	46
モバイルサービス	135	302	437	次世代電池	149	172	321
モバイルソフトウェア	57	50	107	クラウドコンピュータ	69	40	109
無線電力送受信	0	25	25	ディスプレイ部品	82	53	135
半導体工程設備素材	170	17	187	電力及び節減	5	10	15
半導体特化デバイス	120	56	176	合計	1,967	1,857	3,824

<クオン・ドンジュン記者>

#### 5-4 知財価値評価・金融制度の改善スピードが最も速い

電子新聞(2013.10.1)

韓国の知的財産専門家は、政府の推進する知財制度のなかでは、「特許の価値評価と知財活用の金融」分野の改善スピードがもっとも速いと評価した。

電子新聞は、知財紙面 1 周年を迎え、教授・特許庁・国会議員・弁理士・弁護士・知財サービス業の代表・製造業の代表など、様々な分野で活躍している 20 人の専門家を対象に、フォーカスアンケート調査を実施した。その結果、10 人のうち 7 人(70%) は、「新政権において本格的に制度の見直しが行われている分野」として、「特許の価値

評価及び知的財産活用の金融」をあげた。この分野は、「韓国の知財競争力強化に向け、解決が喫緊とされる課題」の質問にも、「特許紛争の予防・保護(50%)」に続き、2 番目(30%)で指摘された項目だ。

アンケート調査で、不十分な分野として指摘された分野として知財の保護と活用があげられた。回答者の半分が知財競争力強化に向け解決が急がれている分野として、紛争の予防と保護をあげたのだ。特許侵害訴訟になったとき、特許権者の権利が保護されていない現状を裏付けている。今後、解決すべき特許紛争システムとしては、特許訴訟の管轄集中化と弁理士の訴訟代理権だと調査された。

知財専門家の 90%は、特許無効化審判と特許侵害訴訟を解決するため、特許訴訟の集中化が求められると答えた。弁理士訴訟代理権は、回答者の 85%が口をそろえて弁理士共同訴訟の代理権が切実だと述べた。そのほか、来年 1 月に施行予定の企業職務発明改正案など、発明者の権利保護措置が産業競争力を高めるという見通しを示した。

知財委戦略企画団のコ・ギソク団長は、「知財価値評価と金融は、民間領域で活性化できず、政府主導で見直し作業が進められている。だが、政府が制度を見直して市場が変わるわけではないので、結局は、民間の領域が活性化されてから制度の見直し効果が判断できるのでは」と語った。

<クオン・ドンジュン記者>

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。  
お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム